

⑯

## 国民健康保険・福祉医療費のこと

### 国民健康保険の加入手続き

国民健康保険に加入している方にお子さんが生まれた場合、お子さんの加入手続きが必要です。

### 福祉医療費受給資格者証の取扱について《子ども用》

お子さんが医療機関にかかった際に、**資格者証（ピンクの券）**を窓口に提示することにより、費用が無料になります。

⑯

### 出産を支援する制度 “特定不妊治療費助成事業”

#### 草津町特定不妊治療費助成事業



草津町では、平成26年度より不妊治療を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険の適用がされない特定不妊治療の医療費の一部を補助しています。

⑯

### 出産を支援する制度 “未熟児養育医療給付制度”

#### 未熟児養育医療給付申請

医師が入院を必要と認めた赤ちゃんが指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費を負担する制度です。

赤ちゃんの体の発育や機能が未熟な状態で生まれた場合、速やかな入院治療が必要な場合があります。特定の要件を満たす赤ちゃんの医療費の全額又は一部を自治体が支援します。



⑯

### 子育てを支援する制度 “児童手当等”

#### 児童手当

##### ●支給対象

中学卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している主な生計維持者に支給します。

#### 児童扶養手当

●児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために支給される手当です。

⑯

### ”特別な支援を必要とする子どものための制度”

#### 特別児童扶養手当

#### 身体等に障がいのあるお子さんに関する制度

精神・知的または身体障がい(中・重度)の状態にある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。（所得制限有り）

## 身体等に障がいのあるお子さんに関する制度

詳細は役場福祉課  
にご相談下さい。

種類	内容
身体障害者手帳の交付	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能または咀嚼機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳疾患による運動機能障がい）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・肝臓機能に永続する障がいのある方を対象とします。障がいの程度により1級から6級までに区分されます。
療育手帳の交付	児童相談所等において、知的障がいがあると判定された方を対象とします。障がいの程度によりA1からB2までに区分されます。
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方のうち、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方（初診日から6ヶ月経過後）を対象とします。障がいの程度により1級から3級に区分されます。
育成医療（自立支援医療）	18歳未満で身体に障がいのある方、又はこれを放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等を行うことにより確実な治療効果が期待できるとき、指定医療機関において治療を受けた場合に医療費の一部を助成します。（所得制限有り。原則1割の自己負担有り）
障がいに伴う手当	障がいの程度（障がい者手帳の等級等）により、国・県・町から手当が支給されます。それぞれの手当で支給要件や申請方法が異なりますので、必ず担当課にお問い合わせ下さい。

## 児童発達支援（就学前に受けられる支援や療育）について

### \*児童発達支援とは

小学校就学前6歳までの発達が気になる子どもさんが利用できる通信事業所です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、こども園のように遊びや学びの場としての支援も受けられます。

## 生活保護制度

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対して、最低限の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。

ただし、自分の資産や能力を最大限に活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に限り保護されます。

生活保護を受けようとする方は、お近くの民生児童委員または、役場福祉課へご相談下さい。

## 就学援助費制度

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対して、就学援助のために必要な学用品費や、修学旅行費・校外活動費の一部を補助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度です。

## 特別支援教育就学奨励費補助制度

### ◆制度の内容

草津町立草津小学校及び中学校の『特別支援学級』へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のために必要な経費について、国、県、町がその経費の一部を負担、補助する制度です。

## 特別支援教育諸学校就学補助制度

草津町では『特別支援学校』に通学する草津町に住所を有する児童・生徒へ、就学費の補助を行っています。

年額36,000円（月額3,000円）を年度末に一括支給しますので手続きについて、教育委員会へ相談をして下さい。

## ②1 “就学・進学に関する子どものための制度”

### 草津町遠距離通学(通園)費補助制度

制度の目的としては、遠距離通学（通園）に係る経費について、草津町がその保護者の負担軽減を図るためにものです。

草津町立草津小学校及び中学校に在籍する児童・生徒、または、草津町立ベルツこどもに通園する園児で、前口地区に住所を有する保護者の方が対象となります。

### 草津町高校生等就学費補助制度

町長施策です！

1ページでも紹介しましたとおり、草津町では町長施策の独自事業として『高校生等への就学補助』を行っています。

この制度は、草津町に住所を有する（又は草津中学校を卒業した）生徒が、高等学校（高等専門学校、専修学校、特別支援学校高等部）に就学している場合、就学にかかる経費の一部を補助するものです。

### 草津町奨学金貸与制度

経済的理由により高校や大学への就学が困難な方に学資を貸与し、教育の機会の均衡を図ることを目的とした草津町の奨学資金貸与制度です。

## ②2 “その他の子育て支援に関する事業案内”

### 草津温泉町内巡回バス事業

時刻表はホームページもしくは  
福祉課窓口にて、ご確認下さい。

草津町ではJRバスと契約をし、町内巡回バスを運営しています。  
ワンコイン（1回100円）で乗車出来ますのでご利用下さい。

### 草津町防災行政用メール配信サービス

登録等の詳細は、草津町公式ホームページをご覧下さい。

このメール配信は、基本的に防災行政無線と同様の内容を配信します。

- 1) 各種消防防災無線
  - 2) 異常気象時における草津町周辺の道路交通規制情報
  - 3) 防犯情報
  - 4) 行方不明者等の情報提供依頼
  - 5) その他行政一般情報（水道温水等の一時停止など）
- ※ 登録及び配信は無料です。（通信費用は登録者負担）



防災行政用メール配信  
サービスQRコード

### 草津町の公園

草津町には都市公園や運動公園があります。（町条例）  
その他に、子どもたちが遊べるミニ公園があります。

## 子育て応援パスポート「ぐ~ちょきパスポート」

群馬県事業



この事業に協賛された群馬県内の店舗等（ぐ~ちょきショップ）に「ぐ~ちょきパスポート」を提示することで「ちょっとお得」な特典の提供が受けられます。

対象は妊婦さんから18歳に達して最初の3月31日までの子さんのいるご家庭です。

県内共通で利用できます。協賛ステッカー等が提示されている店舗にてこのパスポートをご提示下さい。各協賛店舗ごとに設定されている代金割引、ポイント追加、無料サービスが受けられます。

## マタニティーキーホルダー

厚生労働省



妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとても大切な時期です。しかし、外見では見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんには様々な苦労があります。

妊婦さんが交通機関等を利用する際に、優先席に座りやすくなったり、災害時に助けを得やすくなるための対策として、バッグなどに身に付け、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。



国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し「マタニティマーク」が発表されました。

## 思いやり駐車場

群馬県事業



群馬県では平成21年から「思いやり駐車場利用制度」がスタートしています。

公共施設や商業施設に設置されている車いす駐車場を有効活用し、障がいのある方や介護認定を受けている方、妊産婦などにも広く利用していただく制度です。

利用できる駐車場は群馬県と協定を結んだ施設の駐車場で、思いやり駐車場のステッカーなどが表示されています。



(妊産婦用)